

高知県農業経営負担軽減支援資金取扱要綱の一部改正について

改正の概要及び改正理由

- ・ 県税の滞納がないことを補助要件に追加する。
【改正理由】「補助金事務の適正化について」（平成 30 年 3 月 1 日付け 29 高財政第 268 号財政課執行管理室長通知）にもとづく。
- ・ 税外未収金債務の滞納がないことを補助要件に追加し、参考となる提出書類例を定める。
【改正理由】「補助金事務の適正化について」（令和 3 年 2 月 22 日付け 2 高財政第 312 号財政課長通知）にもとづく。
- ・ 利子補給契約書標準書式における遅延利息の割合に関する文言を変更する。
【改正理由】「業務委託契約書及び請書の標準書式について（通達）」（令和 6 年 3 月 13 日付け 5 高会計第 1028 号会計管理局長通達）にもとづく。

施行日

決裁日とする。